

2020年度事業計画書
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

公益社団法人 企業市民協議会

1. 国際貢献事業に関する参加協力（定款第4条第1項第1号関係）

主として海外の現地社会に貢献するために実施される事業に協力する観点から、協力要請のあった事業について、理事会の諮問を受けてプロジェクト選考委員会において審議を行い選定する。選定された事業は、当会の国際貢献事業としてこれを推進する。

2. 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関する情報の収集提供

(定款第4条第1項第2号関係)

(1) 機関誌の制作・発行

各国政府や国際機関、日本国内の各国大使館、海外の経済団体、国内外のCSR推進団体や主要企業、NGOなどステークホルダーとの連絡を密にし、必要な情報の収集を図る。また、収集した情報や、わが国企業による企業市民活動に関する情報等を提供するため、機関誌「Stakeholders（ステークホルダーズ）／CBCCニュース」を制作・発行する。

(2) 報告書等資料の配布

セミナー、シンポジウム等の開催、アンケート調査の実施及び調査団の派遣等により作成された報告書その他の資料を、会員ならびに内外の関係者等に適宜配布する。2019年度に作成した設立30周年記念誌の英文版を作成し、特に海外の関係者に広く配布して当会の活動に対する理解促進のツールとする。

(3) ウェブサイトを通じた情報提供

各国政府や国際機関、日本国内の各国大使館、海外の経済団体、国内外のCSR推進団体や主要企業、NGOなどステークホルダー等から収集した情報や、わが国企業による企業市民活動に関する情報、当会の活動に関する情報、国際貢献事業に関する情報等を広く提供するため、当会ウェブサイトを刷新し、これを活用する。特に、海外への情報発信と国際貢献事業に対する理解促進の強化に努める。

3. 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関するシンポジウム、セミナー、懇談会等の開催（定款第4条第1項第3号関係）

① 趣旨・目的 :

国内外における企業市民活動等の動向を探るとともにそれに対する会員の理解を促進するため、また、わが国企業の海外事業活動や企業市民活動の実態に対する理解を広く促進するため、内外の政府機関、経済団体、NGO等と協力しつつ、シンポジウム、セミナーおよび懇談会を開催する。

また、企業市民活動を行っている企業間の情報交換や、当会会員とNGOなどステークホルダーとの意見交換を図るために懇談会や検討会を開催し、もってわが国企業の企業市民活動を促進する。

② 開催時期 : 随 時

③ 開催場所 : 東京、その他

④ 参 加 者 : 内外の政府関係者や学識経験者、企業関係者、市民社会関係者ならびに民間有識者を講師として招き、当会会員その他関係者の参加を得る。

4. 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関する調査研究

(定款第4条第1項第4号関係)

(1) 海外調査の実施 (CSR 対話ミッションの派遣)

① 趣旨・目的 :

企業市民活動をめぐるグローバルな動向や、海外企業および日系企業の企業市民活動への取り組み・諸課題等の実態を把握するとともに、わが国企業の企業市民活動に対する考え方や取り組みに対する理解を促進するため、企業の実務担当者等による現地調査および関係者との対話をを行う。調査の成果は、懇談会の開催を通じて当会会員の間で共有するとともに、報告書や機関誌等を通じて広く提供する。

② 派遣時期 : 2020年11月7日～15日 (予定)

③ 派 遣 先 : 欧州 (予定)

④ 参 加 者 : 当会会員ならびに関係者

(2) 調査員の派遣

① 趣旨・目的 :

必要に応じて国内外に調査員を派遣し、現地調査を行うとともに、わが国企業の企業市民活動に対する考え方や取り組みに関する情報を発信する。

② 派遣時期 : 随 時

③ 派 遣 先 : 日本国内、東南アジア、中国、欧州、米国等

(3) 企業市民活動に関する調査・研究

① 趣旨・目的 :

会員企業の企業市民活動への取り組み推進に役立てるとともにわが国企

業の企業市民活動に対する考え方や取り組みに対する理解を広く得るため、CSRに関する調査・研究を行う。

- ② 実施時期：随時
- ③ 調査対象：当会会員を含むわが国主要企業

5. 国際貢献事業に関する地域社会への普及啓発

(定款第4条第1項第5号関係)

国際貢献事業への取り組み状況につき、アンケート調査を含めた関連資料の作成および地域社会への普及啓発を図る。その際、これまでの国際貢献事業への取り組み状況をまとめて2019年度に作成した冊子やウェブサイトを活用する。また、普及啓発活動を行う前段階として、現地社会の実情に対する理解を深めるための講演会等を適宜開催する。

6. 海外事業活動に関する諸問題や企業市民活動に関する内外の関係機関等との交流（定款第4条第1項第6号関係）

海外事業活動をめぐる諸問題や企業市民活動の動向等に関し相互理解を図るため、各国政府や国際機関、日本国内の各国大使館、海外の経済団体、国内外のCSR推進団体や主要企業、NGOなどステークホルダー等との交流を深め、さらに必要な働きかけを行う。

以上